

年次有給休暇を活用して

秩父夜祭に出かけましょう!



あの日見た花の名前を僕達はまだ知らない。

家庭も会社も地域の一部。みんなで取り組もう!

休暇の取得促進に向けて、労使が協力して、

厚生労働省は、秩父地域の皆様と連携を図りながら、地域における休暇取得促進の働きかけを行う「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を行います。

地域内の小・中学校が学校休業日(全日または半日)となる12月3日に行われる秩父夜祭の本祭、11月14日の埼玉県民の日に合わせて、年次有給休暇を活用して家族と触れ合う時間を作っていただくなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図りましょう。

- 1 経営のトップによる社内への休暇取得推進の呼びかけ
- 2 管理者が率先して休暇取得
- 3 労働組合等による企業、労働者への働きかけ

などに取り組むことが必要です。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

事業主の皆様へ

11	S	M	T	W	T	F	S
							1
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	30

埼玉県民の日に合わせて休暇を設定しましょう。

12	S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				

秩父夜祭の本祭に合わせて休暇を設定しましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度とは?

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって、休暇取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定した活動を行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営が可能になります。

